

# 大門美園自治会の皆さま

自治会長の綾部です。

今回は美園小避難所運営委員会や美園小校庭開放などに関するお知らせがあります。

地震や豪雨に対する地域の防災体制、年々悪化する夏の酷暑に対する地域の子ども達の安全についてご心配されている方も多いと思いますので、ご意見も募集しています。

また今年度第2回の自治会レクリエーション参加者募集も開始しました。

下記の内容のご確認をお願いします。

- ① 令和6年度自治会費納入のお願い<リマインド>
- ② 美園小避難所運営委員会報告/避難所運営訓練参加者募集【防災委員】  
参考資料 1. R6 避難所運営委員会議事録  
参考資料 2. R5 避難所運営訓練タイムスケジュール
- ③ 大門美園ジュニアスポーツフェスタ参加者募集  
参考資料 3. R6-2 大門美園ジュニアスポーツフェスタ告知
- ④ 熱中症警戒アラート発令時の美園小校庭開放について<意見照会>
- ⑤ 美園5丁目第二公園への時計設置について<意見照会>  
参考資料 4. 大門美園自治会要望書案
- ⑥ 美園5丁目第二公園南北ゴミ集積所について

ご意見やご質問のある方は、下記までお名前をご記載の上、ご連絡ください。

2024年9月11日

大門美園自治会 会長 綾部匡之

自治会アドレス：[daimonmisono@gmail.com](mailto:daimonmisono@gmail.com)

## ① 令和6年度自治会費納入のお願い

すでにご入金いただいている方も多いですが、改めてのお知らせです。

今年度の自治会費は3,000円/年で据え置きです。

今年度も戸別訪問での集金は行いませんので、各自、下記自治会口座へのご入金をよろしくお願いいたします。

金融機関 さいたま農業協同組合(番号 4682) 店舗 美園支店(番号 011)

貯金種類 普通 口座番号 0030501

口座名義 大門美園自治会 会長 綾部 匡之 (ダイモンミソノジチカイ カイチョウ アヤベ タダユキ)

入金後の連絡はご不要です。自治会費未納者については自治会会則第6条2に則り、2025年4月1日付で自動退会扱いとなります。自治会費未納退会として記録に残るため、再入会を希望される時は、未納分の自治会費をあわせてご入金いただくことをご承知おきください。

なお昨年度すでに今年度分の自治会費をご入金いただいた方もいらっしゃいます。自治会費を入金したかどうか不明な方はお気軽にお問い合わせください。

## ② 美園小避難所運営委員会報告/避難所運営訓練参加者募集【防災委員】

7月13日(土)に今年度の美園小避難所運営委員会が開催され、大門美園自治会からは防災委員の岩澤さんと北原さんが出席されました。会議録は参考資料1をご確認ください。

今年度の避難所運営訓練は11月9日(土)午前の開催が決定しています。昨年度は避難所運営委員(当自治会からは防災委員の一部)限定での運営訓練でしたが、今年度は一般参加も可能となります。

避難所がどのような形で運営されるのかイメージを持っておいた方がいざという時に動きやすいと思いますので、お時間の都合のつく方はご参加ください。参考資料2として昨年度の情報を添付します。

事前に参加者の取りまとめが必要なため、参加する方は下記のGoogleフォームからお知らせください。

<https://forms.gle/61UFjhqcAU5b3RD97>

Googleフォームでの回答締め切りは2024年9月26日(木)とします。

## ③ 大門美園ジュニアスポーツフェスタ参加者募集

令和6年度第2弾自治会レクリエーション「[大門美園ジュニアスポーツフェスタ](#)」を10月5日(土)に開催します。自治会加入の有無、運動の得意・不得意、障がいの有無に関わらず、勝ち負けにもこだわらず、地域の子どもたちに体を動かすことを楽しいと感じてもらえる機会にしていただければと思います。

今回は恒例のパークール・ボクシングに加えて、コントーション(サーカスパフォーマンス)のパフォーマーとして日本第一人者の茉莉花(マリカ)さんを講師にお招きして、柔軟性アップのワークショップも行います。柔軟性が低くて故障しやすいお子さんから、ダンスを習っていて動きをきれいに見せたいお子さんまで幅広くご参加いただけます。多くの自治会員の皆さまの参加をお待ちしております。参加申し込みは下記からとなります。

<https://forms.gle/ixhsdcfM3NNvkcbN6>

Googleフォームでの回答締め切りは2024年10月1日(火)とします。

#### ④ 熱中症警戒アラート発令時の美園小校庭開放について〈意見照会〉

今夏も熱中症警戒アラートが多く発令される暑い夏でしたが、自治会内外から熱中症警戒アラート下でのスポーツ少年団等の活動についてのご意見が寄せられています。個人や団体が特定できないような形で要約すると「熱中症警戒アラート下での日中の運動に危険を感じる。できれば活動を中止して欲しい。コーチの方針に意見したり、練習を休むと試合に出してもらえなくなるので、休ませることができない。」とした内容です。自治会長というよりも医療従事者の立場として、試合に出られないことよりもご自身のお子さんの命を守るために休ませる勇気をもって欲しいと思いますし、そのようにもお伝えしましたが、そのような行動を取れる保護者さんばかりではないことも理解できます。

そうしたご意見が出ていることを美園小スクールサポートネットワークやさいたま市教育委員会の会合に出席した際に議題にもあげて、緑区副区長など各ステークホルダーとも協議し、最終的にはさいたま市スポーツ振興課にも相談いたしました。ご意見いただいた方には個別でお伝えした内容ですが、協議の結果をお知らせします。

##### さいたま市スポーツ振興課の回答

「学校体育施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設をスポーツ団体の活動の場所として開放している事業であり、熱中症警戒アラート発令時に限らず活動の実施の可否は各利用団体が判断しております。熱中症警戒アラート発令の際は原則運動中止となっていることから市で一律に中止にすることは難しいと考えております。スポーツ振興課といたしましても夏の高い気温の日に激しい運動を行うことは、熱中症による重大な事故につながる危険性があることを認識しております。そのため、各学校の管理指導員宛に熱中症に関するリーフレットを送付し、団体に対し注意喚起を行うよう依頼しています。また、早朝や気温が下がり始める夕方に活動を行うなど熱中症対策を行っている運営委員会もごございます。引き続き市といたしましては、各学校の運営委員会に対して熱中症に気をつけるよう注意喚起をしております。」

「さいたま市では、環境省のホームページに掲載されている熱中症警戒アラート発令時の予防行動が記載されたリーフレットを送付し、各団体に対し注意喚起をするよう依頼いたしました。一律に活動を中止することは難しいため、運営委員会へ注意喚起の依頼や運営委員会に対して交付しております交付金から扇風機等の熱中症予防の経費を支出可能とするなど対策を行っております。熱中症警戒アラート発令時の日中に活動を行っていると思われることや市から送付したリーフレットをもとに各団体に熱中症の注意喚起を行っていることを運営委員会に確認いたしました。根拠に関しましては、各利用団体で活動の実施の可否を判断していることから運営委員会として回答することは難しいと考えております。」

また別の方(お名前をあげるのは控えさせていただきます)から下記の情報も教えていただきました。

「綾部会長ご指摘の点について、同様の内容が、日本スポーツ協会からスポーツ少年団に対して、通達が出されているようです。※保護者の方々から多くの声が上がっているとのことです。

<https://www.japan-sports.or.jp/club/news/tabid886.html?itemid=4997>

また、全国全国スポーツ少年団軟式野球交流大会では、熱中症対策により「暑さ指数(WBGT)」が基準の31度以上になった場合は、直ちに試合を打ち切る方針を固めるなど、徐々に暑さへの対策は広まってきている一方で、まだまだ指導者さんの中で、理解が深まっていないという現実があるかと存じます。我々としても県や市に対して、引き続き、暑さへの対策の周知の協力をお願いをさせていただく所存です。」

自治会長の考えとして、すべての団体が炎天下で4時間も5時間も活動しているわけではなく、朝や夕方の2時間以内と活動時間をシフトしている団体もあるので一律中止とはしないで欲しいと考えています。ですが、「子どもが熱中症になっても日陰で涼ませて水分を摂るように指示して終わり」程度の対応しか行わない、「熱中症になるのは本人と家族の自己管理が悪い」という考えの指導者がそれなりに多いというのが実情で、さいたま市も各スポーツ団体のトップも炎天下での少年団活動をやらない方向で注意喚起を行っているものの、団体の指導者がその注意喚起を軽視していて、これまで通りの活動が行われている。ただ、それを中止させることもできないので、結局は指導者次第の状況で、それに対してどこも踏み込めない状況と理解しています。

今後の美園小校庭開放について、スポーツ団体や校庭開放委員会から夏場の早朝の校庭開放の許可について依頼が来た場合は、南門利用などと条件を付帯した上で前向きにお受けする方向で考えています。まとまりのない報告で申し訳ないですが、熱中症警戒アラート下での校庭開放や早朝利用可否についてのご意見、熱中症対策として自治会から美園小学校へのアイスバス寄贈を行うなどのアイデアについて、自治会の皆さまから広くご意見を頂きたいです。ご意見のある方は**10月5日まで**をめぐにご連絡ください。お寄せいただいたご意見をもとに自治会臨時総会を行い、今後の自治会対応方針を決定します。

## ⑤ 美園五丁目第二公園への時計設置について＜意見照会＞

自治会員から下記の要望をいただいています。

「子ども達の班集合場所になっております公園に時計を設置できないものかと思い、御連絡致しました。何年も前から地区安の方に意見が挙がっているとのことで、自治会で一度ご検討いただけますでしょうか。」自治会長個人としてさいたま市と協議しましたが、自治会からの要望書を提出すれば、前向きにご対応いただけそうです。要望書案を添付しますので、ご意見のある方は**10月5日まで**をめぐに自治会長までご連絡ください。設置への反対意見がなければ臨時総会などを経ずに自治会としての要望を提出いたします。

今後の流れとしては要望書の提出後、おそらく今年度中にさいたま市の方が設置場所の検討などで現地施設などに来られます。公園近辺にお住いの方のヒアリングも行われる可能性があります。

ただ、さいたま市からも事前に言われていますが、年度予算の絡みや緊急性の有無という観点から、設置自体は今年度というよりは来年度再来年度という話になります。

## ⑥ 美園五丁目第二公園南北ゴミ集積所について

現状の共有です。公園南北ゴミ集積所の衛生管理不良が近隣にお住まいの方のご負担となっております。公園北については昨年度中に自治会員専用折り畳みゴミステーションと自治会未加入者用のカラス除けネットの分離を行いました。公園南についても本年7月17日に自治会員専用折り畳みゴミステーションを設置し、自治会未加入者用との分離を行いました。2023年5月1日の自治会臨時総会で定めた通り、今後もカラス除けネットの衛生管理不良が続く場合は「**非自治会員利用のカラス除けネットのみ撤去**」を基本路線とします。なお、こちらもお伝えしている通り、「さいたま市にゴミ集積所の衛生状態不良の通報」と「カラス除けネットの衛生状態不良の証拠写真の提供」の2つが揃った場合のみ撤去手続きを開始します。